

令和2年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第3号
受 理 年 月 日	令和2年11月19日
件 名	公共施設適正配置計画における、地区公民館等移転計画に伴う各地域コミュニティ委員会の新たな活動拠点確保に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市本町8丁目156番地3 一般社団法人 北本市コミュニティ協議会 会長 田島和生 外13名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一、大嶋達巳、岸 昭二

【請願趣旨】

公民館は社会教育法に「一定地区の住民のために設置する」と定められ、8つの地域コミュニティ委員会に整備されてきたが、公共施設適正配置計画では4つの（仮称）市民活動交流センターに統廃合するものとされています。

しかし、市民の利便性や今後、さらに高齢者が増加してくることを考えると地域が広すぎるのではないのでしょうか。

そこで、今後も引き続き北本市民や地域住民の期待に応えて各地域で行われているコミュニティ活動を継続していくため、当協議会の理事会（第2回理事会・10月27日開催）にて決議承認が行われましたので、以下のとおり当協議会の総意としてここに請願書を提出するものであります。

地域コミュニティ委員会は、人口の急増とまちの課題が山積する中で、昭和50年代に市の働きかけにより、自治の振興を果たすべく市と各自治会の中間的組織として小学校区にそれぞれ発足しました。

これまで40数年、それぞれの地域の特徴を生かし、地域の自治、文化、体育、生涯学習等の活動を担い、コミュニティ活動が発展してまいりました。この間、市及び各自治会とも連携し、平成26年には北本市コミュニティ協議会の法人化と地区公民館等の管理運営の指定を受けるまでになりました。

本協議会及び地域コミュニティ委員会が、このように発展してきましたのは、「コミュニティ」に対する市の指針（ビジョン）と物的（地区公民館及び地区集会所の整備）、人的（支援職員の配置）、金銭的（地域コミュニティ補助金）支援があったからに他なりません。

特に地域コミュニティ委員会にとりましては、地区内に拠点施設としての公民館等が整備されたことにより、地域住民のコミュニティに対する理解を深めるとともに、住民同士の連携及び協力につながったものと認識しております。

一方、公共施設適正配置計画は勤労福祉センターとコミュニティセンターを廃止し、（仮称）市民活動交流センター（廃校とする栄小学校）にそれらの機能を移転するというものでした。

長期的な視点に立ち、人口や財政規模に応じた公共施設の適正規模を目指す取組は、喫緊の重要な課題と承知しており理解できます。

しかしながら、コミュニティ活動の基盤である拠点施設を古いものから廃止するという、短絡的で一方的な実施計画には、到底納得ができるものではありません。

両センターを廃止するのは、本協議会及び地域コミュニティ委員会の役割が終わったということなのではないでしょうか。コミュニティセンターは、北本市の新たな、そして独自の地域コミュニティ（小学校区に8つのコミュニティを設置）を始めるシンボリック的存在として設置されました。

勤労福祉センターもまた東地域コミュニティ委員会の活動拠点としての役割を長きにわたり果たしてきました。この計画を策定するにあたり、市として、これまでのコミュニティの取組をどのように評価され、今後のコミュニティはどうあるべきと整理されたのでしょうか。

このような過去の事業総括と新たなビジョンも示されないままに、『移転してください、アンケートやワークショップもやりました、審議会でも検討いただきました、だから公共施設の整理を行程表に従い進めたいので協力ください』ということでは承諾できないというものです。

公共施設の削減計画では、不用となった学校を活用して公共施設の縮小に取り組んでいる事例を聞いております。成功事例から学ぶことは大切ですが、そのまま北本市に当てはめると問題も生じます。両センターを廃止することは、本協議会及び地域コミュニティ委員会を廃止することに等しいものと思います。

将来的には、4つの（仮称）市民活動交流センターに地区公民館等を集約するとの考えのようですが、対象区域が広範囲にわたり、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の参加に支障をきたすこととなります。公民館等の統廃合によって住民の利用上の便宜をそこない、活動の進展を妨げるようなことがあってはなりません。

以上のことから、公共施設適正配置計画の実施に向けては特段のご高配を賜りますよう、以下のとおり請願するものでございます。

【請願事項】

- 1 勤労福祉センター（東地域コミュニティ委員会活動拠点施設）及びコミュニティセンター（本町西高尾コミュニティ委員会活動拠点施設）の代替施設を検討すること。
- 2 公共施設適正配置計画における（仮称）市民活動交流センターの全体構想及びその具体的内容を示すこと。特に対象地域が広範囲になる市民活動交流センター構想と住民の身近な活動の場としての公民館との整合性について、考え方を示すこと。